

○指定管理者 修繕一覧(平成20年度～24年度)

資料5-2

(単位:円)

年 度	事業名	内 容	金 額
平成20年度	ゴルフ事業	浴室ボイラー部品交換	219,450
	ゴルフ事業	ゴルフコース管理機器修理	696,244
	ゴルフ事業	ゴルフコース管理機器修理	300,809
	ゴルフ事業	ゴルフコース管理機器修理	930,489
	ゴルフ事業	乗用カート修理	234,234
	ゴルフ事業	ゴルフコース管理機器修理	380,000
	ゴルフ事業	ゴルフ場減圧弁修理	270,900
	ゴルフ事業	乗用カート修理	209,664
	ゴルフ事業	ゴルフコース補修工事	920,808
	ゴルフ事業	乗用カート修理	910,322
	レジャー事業	キャンプ場漏水修理	210,000
			合 計
平成21年度	ゴルフ事業	ゴルフコース管理機器修理	1,779,505
	ゴルフ事業	乗用カート修理	308,689
	ゴルフ事業	ゴルフ練習場屋根修理	231,000
	ゴルフ事業	ゴルフコース管理機器修理	1,460,356
	ゴルフ事業	乗用カート定期点検	1,063,308
			合 計
平成22年度	ゴルフ事業	乗用カート定期点検	998,938
	レジャー事業	アクアリゾート清里ボイラー修理	399,000
	レジャー事業	キャンプ場ケビンの階段修理	330,000
			合 計

年 度	事業名	内 容	金 額
平成23年度	ゴルフ事業	駒ヶ岳コース排水管漏水修理	256,200
	ゴルフ事業	乗用カート修理	329,331
	ゴルフ事業	ゴルフコース管理機器修理	222,310
	ゴルフ事業	乗用カート定期点検	823,179
	レストラン事業	まきばレストラン排水管漏水修理	216,300
			合 計
平成24年度	ゴルフ事業	乗用カート修理	252,418
	ゴルフ事業	配水管修理	220,500
	ゴルフ事業	ゴルフコース管理機器修理	249,900
			合 計

※1 平成21年11月以前は、企業局と指定管理者の負担区分(A:建物の改築または大規模修繕の躯体、基礎軸組、鉄骨部分、小屋組等の取替において、取替箇所が建築基準法施行令に規定する「構造耐力上主要な部分」に該当するとき B:構築物の取替または改修において、取替または改修の必要が認められる場合、構築物の取替または改修が帳簿原価または数量等の50%以上のとき C:機械装置の取替または改修において、取替または改修の必要が認められる場合、機械装置の取替または改修が、帳簿原価または数量等の50%以上のときに企業局が負担し、それ以外は指定管理者が負担。)により、修繕を実施した。

※2 平成21年11月に、60万円以上の修繕等について、原則は企業局が負担することとする協定へ改めた。ただし、指定管理者が希望するもの、または指定管理者に帰属する備品等の修繕については、指定管理者が実施をしている。